

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和8年度 ふくいの住まい支援事業



		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
<p>新たに多世帯で近居するために中古住宅を購入する</p> <p>〔多世帯近居中古住宅取得支援事業〕</p>	<p>基礎額</p> <p>30万円</p> <p>居住誘導区域 60万円</p> <p>旧耐震住宅は上記額の1/3</p> <p>加算額</p> <p>子3人加算 30万円</p> <p>※居住誘導区域に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに同一小学校区内で、多世帯で近居すること（直系卑属の単独世帯※1は除く） ● 新たに中古※2の一戸建て住宅※3を取得し、10年以上居住する見込みであること ● 宅地建物取引業者が仲介、又は売り主となる住宅であること ● 売買契約により購入する中古住宅であること（相続、贈与による住宅取得、2親等以内の親族間の売買を除く） ● 旧耐震住宅※4の場合は、耐震診断補助※5に申し込むこと <p>ほかに</p> <p>＜＜子3人加算＞＞</p> <p>◇ 子3人以上の子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）が、居住誘導区域※6の住宅を取得する場合に30万円を加算</p>
<p>新たに多世帯で近居するために購入した中古住宅をリフォームする</p> <p>〔多世帯近居リフォーム支援事業〕</p>	<p>基礎額</p> <p>対象工事費の3分の1</p> <p>上限20万円</p> <p>居住誘導区域 上限30万円</p> <p>加算額</p> <p>子育て応援加算 上限30万円</p> <p>※居住誘導区域に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに同一小学校区内で、多世帯で近居すること（近居開始から24カ月を経過していない者を含む）（直系卑属の単独世帯は除く） ● 自らが居住する又はこれから居住する一戸建て住宅であること ● 宅地建物取引業者が仲介、又は売り主となる住宅であること ● 売買契約により購入する中古住宅であること（相続、贈与による住宅取得、2親等以内の親族間の売買を除く） ● 工事完了後、10年以上居住する見込みであること ● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること（対象外工事あり。空き家リフォーム欄の《対象外の工事》を参照P5） ● 市内業者の請負によるリフォームであること <p>ほかに</p> <p>＜＜子育て応援加算＞＞</p> <p>◇ 子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）が、居住誘導区域の住宅で、「間取りの変更（増築を含む）」及び「トイレ、キッチン等の設備の改修」の両方を行う場合に上限額に30万円を加算</p>

- ※1 直系卑属の単独世帯 …子や孫からなる、構成人数が1人の世帯のこと
- ※2 中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅
- ※3 一戸建て住宅 …併用住宅の場合、住宅部分の床面積が1/2以上であること
- ※4 旧耐震住宅 …1981（昭和56）年5月31日以前に着工された一戸建て住宅
- ※5 耐震診断補助 …「木造住宅耐震診断等促進事業」のこと。耐震診断補助の申請窓口は、建築指導課（0776-20-5574）
- ※6 居住誘導区域 …別紙参照P6

＜お問い合わせ先＞ 福井市 住宅政策課 0776-20-5571



多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和8年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>契約前の申請であること</u> ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
<p>新たに多世帯で同居するために家をリフォームする</p> <p>〔多世帯同居リフォーム支援事業〕</p>	<p>基礎額 対象工事費の3分の1 上限20万円</p> <p>居住誘導区域 上限30万円</p> <p>加算額 子育て応援加算 上限30万円 ※居住誘導区域に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>新たに多世帯で同居すること</u> (同居開始から6か月を経過していない者を含む)(直系卑属の単独世帯(※1)は除く) ● 自らが居住する又はこれから居住する一戸建て住宅(※2)であること(賃貸住宅は除く) ● 工事完了後、10年以上居住する見込みであること ● 対象工事費が20万円(税抜)以上であること ● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること ● 以下のいずれかの工事を含むリフォームであること ほか (補助外工事あり。空き家リフォーム欄の《対象外の工事》を参照 P5) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 間取りの変更に関する工事(増築を含む) ◇ バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張) ◇ 設備の改修工事(トイレ、キッチン、浴室、洗面所等の改修) ◇ 同居人数の増加に伴う工事 等を含む工事であること <p>《子育て応援加算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>子育て世帯</u>(18歳になる年度までの子を含む世帯)が、居住誘導区域(※3)の住宅で、「間取りの変更(増築を含む)」及び「トイレ、キッチン等の設備の改修」の両方を行う場合に上限額に30万円を加算
<p>新たに多世帯で同居や近居するために引越しをする</p> <p>〔多世帯同居近居住替支援事業〕</p>	<p>基礎額 引越し費用の3分の1 上限3万円</p> <p>居住誘導区域 上限5万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>新たに多世帯で同居、または、新たに同一小学校区内で多世帯で近居すること</u>(直系卑属の単独世帯は除く) ● これから居住する一戸建て住宅であること(賃貸住宅は除く) ● 3年以上同居または近居する見込みであること ● ふくいの住まい支援事業の他の補助金を受けていないこと ● 市内業者の請負による引越し作業であること ● 引越し費用の総額が10万円(税抜)以上であること ほか

※1 直系卑属の単独世帯 …子や孫からなる、構成人数が1人の世帯のこと

※2 一戸建て住宅 …併用住宅の場合、住宅部分の床面積が1/2以上であること

※3 居住誘導区域 …別紙参照 P6

《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和8年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>契約前の申請であること</u> ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
<p>市の 特定公共賃貸 住宅を 借りて住む</p> <p>〔U・Iターン世帯 特公賃家賃 支援事業〕</p>	<p>2.5万円/月 最大12か月間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● U・Iターン世帯(※1)であること ● U・Iターン世帯は、県外から特定公共賃貸住宅に直接入居すること ● 特定公共賃貸住宅の入居基準を満たすこと (入居基準は、市営住宅課（電話番号：0776-20-5570）までお問合わせください) ● 3年以上本市に居住する見込みであること ほか <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福岡地B棟 (福井市福新町 2007番地) ・3LDK、H8年築 ・月額6万4千円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新田塚岡地C棟 (福井市新田塚2丁目72番3号) ・3DK、H6年築 ・月額5万8千円</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">間取図（例）</p>

※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。(新規卒業者、転勤等の転入を除く。)



《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和8年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>契約前の申請であること</u> ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
空き家を 購入する （空き家取得支援事業）	基礎額 30万円 居住誘導区域 60万円 旧耐震住宅は 上記額の1/3 加算額 子3人加算 30万円 ※居住誘導区域に限る 安心R加算 30万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 新婚世帯（入籍後5年以内の夫婦を含む世帯）、子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）、U・Iターン世帯（※1）または被災者世帯（※2）であること ● 取得後、10年以上居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ● 旧耐震住宅（※3）の場合は、耐震診断補助（※4）に申し込むこと ほか ≪子3人加算≫ ☆ 子3人以上の 子育て世帯 （18歳になる年度までの子を含む世帯）が、居住誘導区域（※5）の住宅を取得する場合に30万円を加算 ≪安心R加算≫ ☆ 安心R住宅であり、かつ、住宅の機能又は性能を維持又は向上させる改修工事のうち次のア～ウのいずれかに該当する工事をした場合に30万円を加算 ア 構造上主要な部分の改修 イ 雨水の浸入を防止する部分の改修 ウ 耐震性を向上させるために必要な改修
空き家を 借りて住む （空き家家賃支援事業）	月額家賃の 3分の1 上限2.5万円/月 最大12か月間	<ul style="list-style-type: none"> ● 新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯または被災者世帯であること ● U・Iターン世帯は、県外から補助対象住宅に直接入居すること ● 申請から2か月以内に世帯全員が居住を開始すること ● 3年以上本市に居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ほか

- ※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者、転勤等の転入を除く。）
- ※2 被災者世帯 …自然災害に起因するり災証明書（災害発生から2年を経過していないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯
- ※3 旧耐震住宅 …1981（昭和56）年5月31日以前に着工された一戸建て住宅
- ※4 耐震診断補助 …「木造住宅耐震診断等促進事業」のこと。耐震診断補助の申請窓口は、建築指導課（0776-20-5574）
- ※5 居住誘導区域 …別紙参照 P6



≪お問い合わせ先≫ **福井市 住宅政策課 0776-20-5571**

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和8年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）			
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと 			
支援メニュー	補助金額	要件（個別）			
空き家をリフォームする （空き家リフォーム支援事業）	対象工事費の3分の1 上限30万円 子育て応援加算 上限30万円 ※居住誘導区域に限る	所有者	購入者	賃借者	≪補助対象世帯≫ ● 賃貸住宅の所有者 ● 購入者・賃借者（新婚、子育て、U・I(※1)、被災者(※2)）
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 工事完了後、10年以上利活用する見込みであること
		<input type="checkbox"/>	-	-	● 1年以上居住者のいない一戸建て住宅であること
		<input type="checkbox"/>	-	-	● 空き家情報バンクに賃貸物件として登録済み、又は、今後登録する住宅であること
		<input type="checkbox"/>	-	-	● 所有者又はその3親等以内の親族が過去に居住していた住宅であること
		-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅を、居住目的で購入・賃借し、居住開始から24か月以内であること
		-	<input type="checkbox"/>	-	≪子育て応援加算≫ ☆ 子育て世帯(18歳になる年度までの子を含む世帯)が、居住誘導区域(※3)の住宅で、「間取りの変更（増築を含む）」及び「トイレ、キッチン等の設備の改修」の両方を行う場合に上限額に30万円を加算
				≪対象外の工事≫ ● 住宅に付属する別棟の車庫や物置等の工事、外構工事 ● 申請者が直接行う工事 ● エアコン、ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の設置工事 ● 太陽光発電設備の設置工事 ● カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ● 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ● 障子、襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕工事 など	

※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。(新規卒業者、転勤等の転入を除く。)

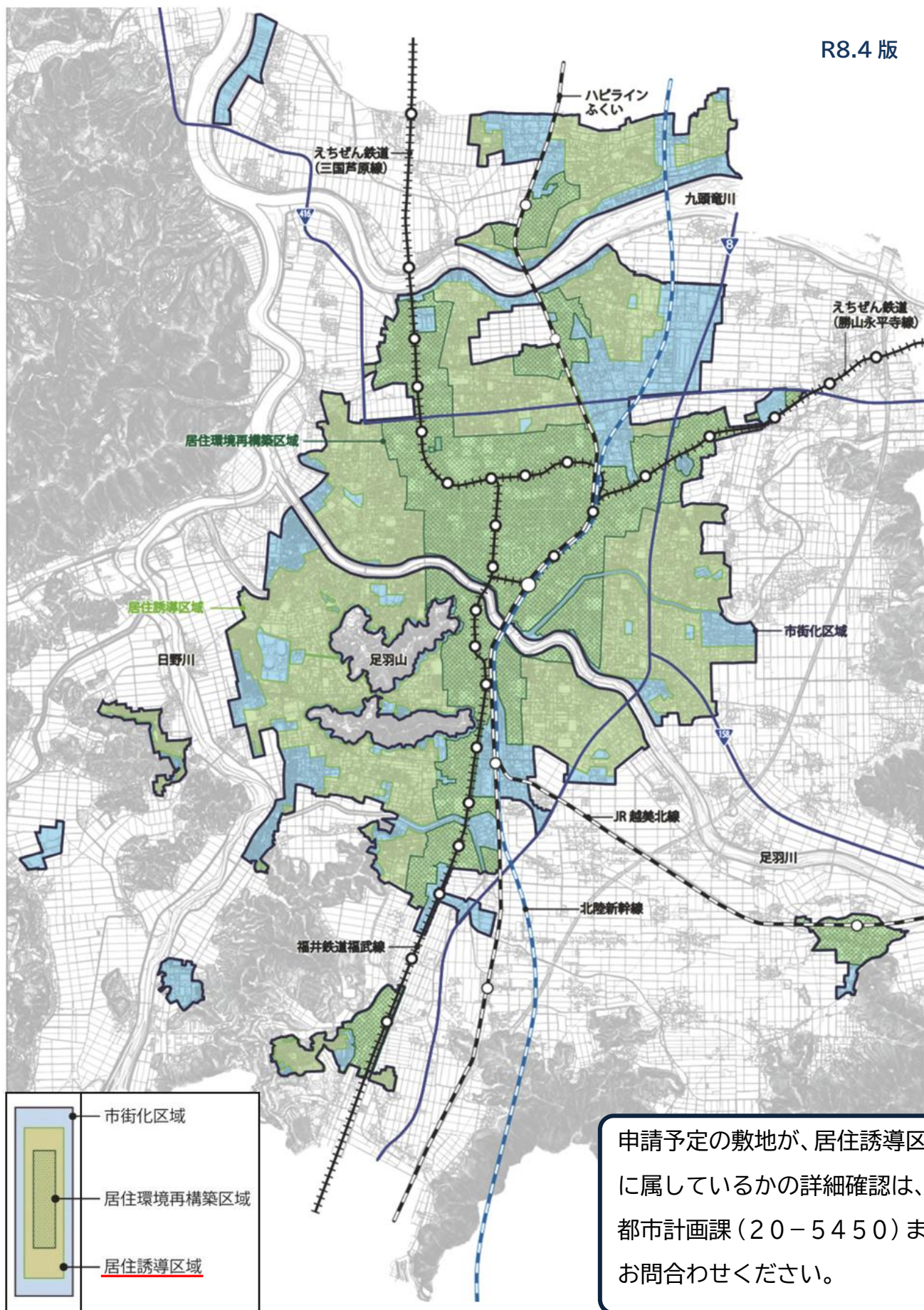
※2 被災者世帯 …自然災害に起因するり災証明書(災害発生から2年を経過していないもの)の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯

※3 居住誘導区域 …別紙参照 P6

≪お問い合わせ先≫ 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

令和8年度 ふくいの住まい支援事業【別紙】

R8.4 版



「お問い合わせ先」 福井市 住宅政策課 0776-20-5571